

# 皆さんのご協力に感謝

平成十三年度の完成を目指しています。

固形燃料化することによって通常の焼却よりもダイオキシンの発生を抑制することができます。また、生産した固形燃料はダイオキシン対策を完備している施設に提供するなどして処理するものです。ただし、その活用方法や提供先については現在検討中です。

## 堆肥化施設

学校給食、病院、食堂などから出される事業系の生ごみを対象に、畜産系の有機物と混合しながら堆肥化を図る方向で検討しています。

生産される堆肥は市内の農家に引き取つてもらい、農地などに還元されることになります。そうすることにより、有機農業の拡大及びある程度の低コスト化が図られるものと思われます。

◇ ◇ ◇

## 収集日

従来の「燃やせないごみ」の収集日に合わせて、月二回収集しています。

## 11月から完全切り替え

各家庭の焼却炉でごみを燃やすことを控えたなら、ダイオキシンの発生もゼロになります。

現在、塩ビ系ごみの収集は塩ビ専用の袋と燃やせるごみの袋に赤

# もう一度ご確認ください

## 一 塩ビ系ごみの分別、ごみ出しのルール

### 塩ビ系ごみの分別収集

#### 分別収集する塩ビ系6品目

- ・洗剤容器
- ・シャンプーや台所洗剤など。
- ・化粧品容器
- ・ガラス製のびんを除く。
- ・卵パック
- ・イチゴパックなどの類似品を含む。

## 洗浄、乾燥を

最近のごみ出しで、特に次の点のルールが守られていません。ごみを出すときには次の点に十分配慮してくださいようお願いします。

塩ビ系ごみで、洗剤やシャンプレーの容器及びトレイなどの容器の中にまだ中味を残したまま出したり、洗わないで出したりしてい

るかたが見受けられます。焼却炉に悪影響を及ぼしかねませんので、必ず洗ったうえ、乾燥してから出すようにご協力ください。

## 水切りを十分に

水切りが十分に行われていないことから、ごみの収集車内に水がたまるという苦情が入っています。

で「塩ビ」と書いた両方で収集しています。専用の袋が十分に行き渡る十一月一日からは、塩ビ専用の袋のみでの収集となりますのでご注意ください。

## 収集日を守らず罰金

神戸市で指定日でない日にごみを出していたことにより、三人が廃棄物処理法違反（不法投棄）の疑いで三万円から五万円の罰金刑に処せられました。

「常習的で悪質」であつた神戸とは違いますが、市内でも指定日以外にごみを出しているかたが見受けられます。罰金がいやだからやめるというのではなく、マナーとして行つてはいけないことです。このようなことがないようお願いします。

また、他地区のごみ一時預かり所へのごみの持ち込みが見受けられます。しかも、そのようなごみは分別が不徹底なままのことが多いようです。決められた日の決められた時間に、決められた場所に出すようお願いします。

## ごみに関するお問い合わせは

生活環境課（☎ 49-3111・内線206）へお気軽にどうぞ。

また、焼却する場合、収集車から直接投棄するので、焼却施設に水分がたまり、焼却施設に悪影響が出ています。生ごみなど、水分が含まれているごみを出すときには十分に水切りをしてから出すようお願いします。